

おめでとうございます

◎叙勲受章

★旭日双光章
スポーツ振興功勞により
黒田方辰さん(加茂町加茂中)
地方自治功勞により
安井 誉さん(三刀屋町乙加宮)
★瑞宝双光章
地方自治功勞により
石橋 稔さん(掛合町松笠)
叙勲の榮譽に対し、心から敬意と祝意を表します。

◎文部科学大臣表彰

鉦工、農林、水産、運輸、通信、建設などの各職域において、優れた創意工夫によって技術の改善向上に貢献された功績により
板垣伸二さん(島根イーグル(株)・掛合町)
朝山 久さん(島根イーグル(株)・掛合町)
中林勇次さん(三刀屋金属(株)・加茂町)



写真右から中林勇次さん、速水市長、朝山 久さん、板垣伸二さん

◎人権擁護委員法務大臣感謝状

藤坂美貴子さん(掛合町掛合)

人権擁護委員の紹介(敬称略)

雲南市人権センター
☎0854-4211767

人権擁護委員は、私たちの人権が侵されないように監視し、もし人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済したり、人々の間に正しい人権の考え方を広めたりします。
国から委任された市内の人権擁護委員は次のみなさんです(6月1日現在)。

- 大東町 蓮岡法暲、恩田磯子
 - 加茂町 鏑木 篤、内田慶子
 - 木次町 堀江美代子、山根幹男
 - 三刀屋町 藤原豊善、西村三千世
 - 掛合町 藤飛昭憲、佐野紀子
 - 吉田町 吉長雅昭、堀江光義
- 【問】松江地方務局雲南支局
☎0854-425210

7月1日～7月31日
社会を明るくする運動の実施について

雲南市人権センター
☎0854-4211767

犯罪のない明るい社会を築くため、今年も全国一斉に社会を明るくする運動が展開されますが、その一環として実施する「愛の図書募金」活動にご協力をお願いします。

【実施期間】7月1日～7月31日
大仁地区更生保護女性会
(代表 西原 倍子さん)

飯石地区更生保護女性会

(代表 小田 芳枝さん)

【問】島根県更生保護女性連盟
松江市向島町134-10
☎0852-213767

障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給について

市民部民生課
☎0854-401031

これまで、障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権がある場合や障害基礎年金と遺族厚生年金の受給権がある場合については、同時に、複数の年金を受け取ることができないため、いずれか一つの年金を選択することになっていました。

平成18年4月から、障害を有しながら働いたことが年金制度上評価される仕組みとして、65歳以上の方で、障害基礎年金と老齢又は死亡を支給事由とする年金の受給権がある場合、同時に両方の年金を受給することができるようになりました。

具体的には、次に掲げる年金の受給権がある場合になります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。また、場合によっては、診断書等を提出いただくことがあります。
障害基礎年金と、老齢厚生年金
(又は退職共済年金)
障害基礎年金と、遺族厚生年金
(又は遺族共済年金)
旧国民年金法の障害年金と老齢厚生年金

年金(又は退職共済年金)
旧国民年金法の障害年金と遺族厚生年金
(遺族共済年金又は特例遺族年金)

厚生年金(共済年金)	老齢厚生年金(退職共済年金)	障害厚生年金(障害共済年金)	遺族厚生年金(遺族共済年金)
国民年金			
障害基礎年金	◎	○	◎
旧国民年金法による障害年金	◎	×	◎

次のような場合には、併給の選択をした方が年金額が高くなる可能性があります。

- ①障害厚生年金の受給権のない障害基礎年金受給者が老齢厚生年金の受給権を得たとき。
(老齢基礎年金額が、障害基礎年金額を上回ることがないため)
- ②障害厚生年金と障害基礎年金の受給権者が障害が発生した後、厚生年金に加入し続けたとき。
(老齢厚生年金の額が障害厚生年金の額を上回ることがあるため)

平成18年度住民税について

市民部税務課
☎0854-401034

本年度の個人住民税(市民税、県民税)を課税します。
住民税の納期は、6・8・10月および翌年1月の年4回です。

口座振替を選択された方は、各期の末日が振替日ですので、指定口座が残高不足にならないようご注意ください。ただし、サラリーマンの方は、6月から給料天引による納付となります。

【今年度課税の改正内容】
平成18年度から適用される改正内容

は次のとおりです。主に世代間の税負担の公平を図る観点から改正が行われました。

65歳以上で前年の合計所得金額が1千万円以下の方に対して適用されていた老年者控除(控除額48万円)が廃止になりました。
65歳以上の方に対する上乗せ控除が廃止になりました。
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になりました。

ただし、昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の方については、下表のとおり経過措置が適用されます。

課税所得金額	市民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
700万円以下	8%	100,000円	3%	70,000円
700万円超	10%	240,000円	3%	70,000円

◎定率控除額

定率控除前の所得割額の7.5%を控除します。ただし、市民税と県民税をあわせて2万円を限度とします。

【住民税課税の概要】

①均等割額

市民税 3,000円
県民税 1,500円(うち500円は「水と緑の森づくり税」です。)
計4,500円

②所得割額

前年中の所得金額を基礎とし、次により計算した金額です。
(所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 速算控除額 - 税額控除等 - 定率控除額 = 所得割額

お詫びと訂正

市報うんなん5月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
14ページ、雲南市の職員紹介 雲南市人権センター(誤)秋岡進(正)秋風進

6月は「環境月間」、7月は「環境の日」

市民部環境対策課
☎0854-401033

環境基本法により、毎年6月5日は「環境の日」、6月1日から30日までの1か月間は「環境月間」です。
住民のみならず一人ひとりが身の周りの環境問題について考え、また各地区・自治会等で行われる清掃・植樹活動に積極的に参加しましょう。

たばこ税の税率改定について

市民部税務課
☎0854-401034

平成18年7月1日よりたばこ税の税額が次のとおり引き上げられます。

旧3級品以外の製造たばこ (単位:円/1000本)			
	現行	改正後	差引
国のたばこ税	3,126	3,552	+426
道府県たばこ税	969	1,074	+105
市町村たばこ税	2,977	3,298	+321
旧3級品の製造たばこ (単位:円/1000本)			
	現行	改正後	差引
国のたばこ税	1,484	1,686	+202
道府県たばこ税	461	511	+50
市町村たばこ税	1,412	1,564	+152